

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫

(国民一般向け業務)

(中小企業者向け業務)

令和5年10月18日

財務省理財局

<目 次>

1. 機関の概要等

2. 令和6年度要求の概要

3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを
踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

1. 機関の概要等

2. 令和6年度要求の概要

3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

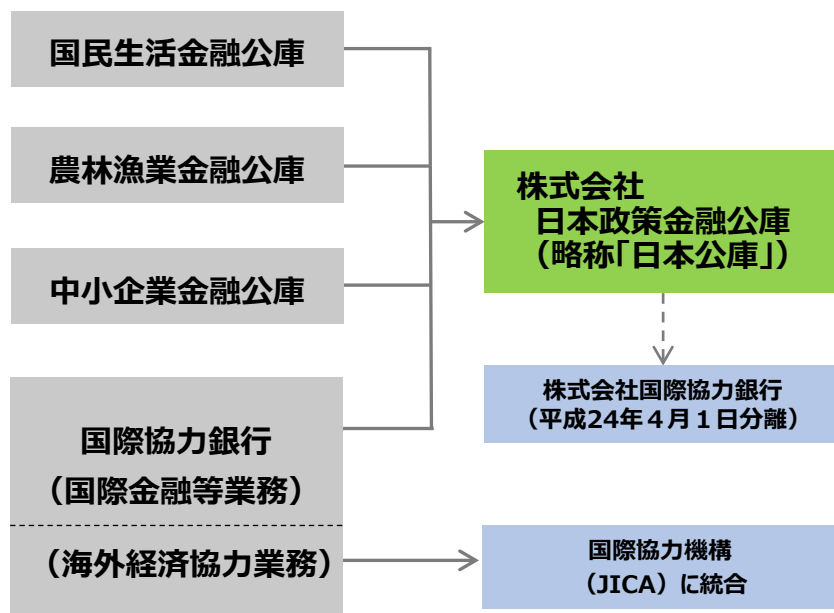
1 - 1. 機関の概要等

日本政策金融公庫の誕生

平成20年10月1日、4つの政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫が発足。
平成24年4月1日に国際協力銀行が分離。

[平成20年9月30日以前]

[現在]



日本政策金融公庫の概要（令和5年3月31日時点）

設 立	平成20年10月1日	
基 本 理 念	「政策金融の的確な実施」 「ガバナンスの重視」	
業 務	国民生活事業、農林水産事業、 中小企業事業、危機対応等円滑化業務	
総 裁	田中 一穂	
職 員 数	国民：4,562人 中小：1,992人 ※各令和5年度予算定員	
支 店 等	国内 152支店 海外駐在員事務所2カ所（バンコク・上海）	
融 資 残 高	国民生活事業	12兆1,563億円
	中小企業事業(融資)	8兆3,657億円

1 - 2. 機関の概要等（財務の状況（令和4年度末））

国民生活事業

《貸借対照表》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,163	借入金	70,761
貸出金	119,760	社債	2,951
その他資産	91	その他負債	91
有形固定資産	929	諸引当金	603
無形固定資産	120	負債の部合計	74,407
貸倒引当金	▲3,297	(純資産の部)	
		資本金	57,852
		資本剰余金	1,815
		利益剰余金	▲8,305
		純資産の部合計	51,362
資産の部合計	125,769	負債及び純資産の部合計	125,769

※単位未満切捨て

《貸借対照表》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,296	借入金	45,830
有価証券	0	社債	3,309
貸出金	82,519	その他負債	30
その他資産	37	諸引当金	233
有形固定資産	475	支払承諾	282
無形固定資産	53	負債の部合計	49,685
支払承諾見返	282	(純資産の部)	
貸倒引当金	▲6,935	資本金	39,863
		利益剰余金	▲6,818
		純資産の部合計	33,044
資産の部合計	82,729	負債及び純資産の部合計	82,729

※単位未満切捨て

《損益計算書》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	2,283	経常収益	1,107
資金調達費用	23	資金運用収益	946
役員取引等費用	6	役員取引等収益	-
その他業務費用	0	政府補給金収入	143
営業経費	797	その他経常収益	17
その他経常費用	1,455	経常損失	1,175
特別損失	2	特別利益	3
		当期純損失	1,173

※単位未満切捨て

《当期純損益の推移》

(単位：億円)

H31.3期	R2.3期	R3.3期	R4.3期	R5.3期
▲100	▲139	▲1,546	▲511	▲1,173

※単位未満切捨て

《損益計算書》

(単位：億円)

科目	金額	科目	金額
経常費用	1,155	経常収益	673
資金調達費用	42	資金運用収益	541
役員取引等費用	0	役員取引等収益	1
その他業務費用	4	政府補給金収入	122
営業経費	300	その他経常収益	8
その他経常費用	806	経常損失	481
特別損失	0	特別利益	-
		当期純損失	482

※単位未満切捨て

《当期純損益の推移》

(単位：億円)

H31.3期	R2.3期	R3.3期	R4.3期	R5.3期
74	▲40	▲1,523	▲1,716	▲482

※単位未満切捨て

中小企業事業

1. 機関の概要等

2. 令和6年度要求の概要

3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

2. 令和6年度要求の概要

- コロナ関連融資見合いの事業規模は事項要求を行わず、当初要求に計上。

(単位：億円)

国民生活事業

区分		令和6年度要求額	令和5年度当初計画額	増減
事業規模		27,660	47,490	▲19,830
財源	財政投融资	17,764	30,718	▲12,954
	財政融資	17,600	30,700	▲13,100
	産業投資	164	18	146
	政府保証債	-	-	-
	自己資金等	9,896	16,772	▲6,876

中小企業事業

区分		令和6年度要求額	令和5年度当初計画額	増減
事業規模		23,100	27,400	▲4,300
財源	財政投融资	15,024	19,240	▲4,216
	財政融資	14,000	19,000	▲5,000
	産業投資	1,024	240	784
	政府保証債	-	-	-
	自己資金等	8,076	8,160	▲84

1. 機関の概要等

2. 令和6年度要求の概要

3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

3. (1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

- コロナ禍においては資金繰り支援に万全を期す事業規模を確保してきたが、結果として多額の運用残を計上。
- コロナ資金繰り支援は段階的に縮小しており、主務省において資金繰り支援の効果を検証しつつ、今後の在り方を検討しているところ。

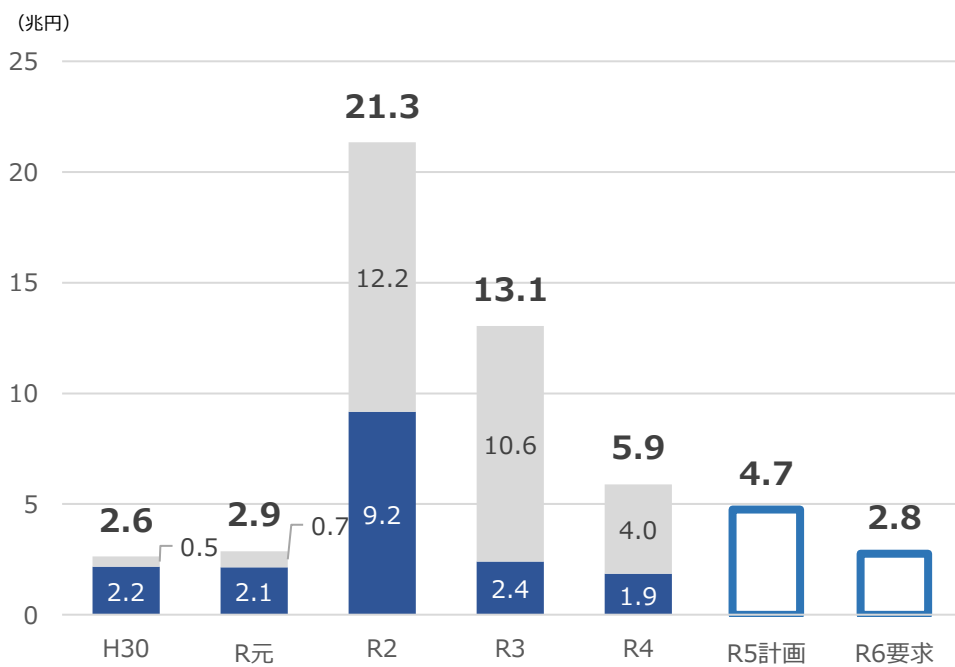
<論点①>

- 原油高等をはじめとした不透明な要因は引き続き存在するものの、コロナ資金繰り支援が段階的に縮小してきていることも踏まえ、実需に見合った適正な事業規模とすべきではないか。

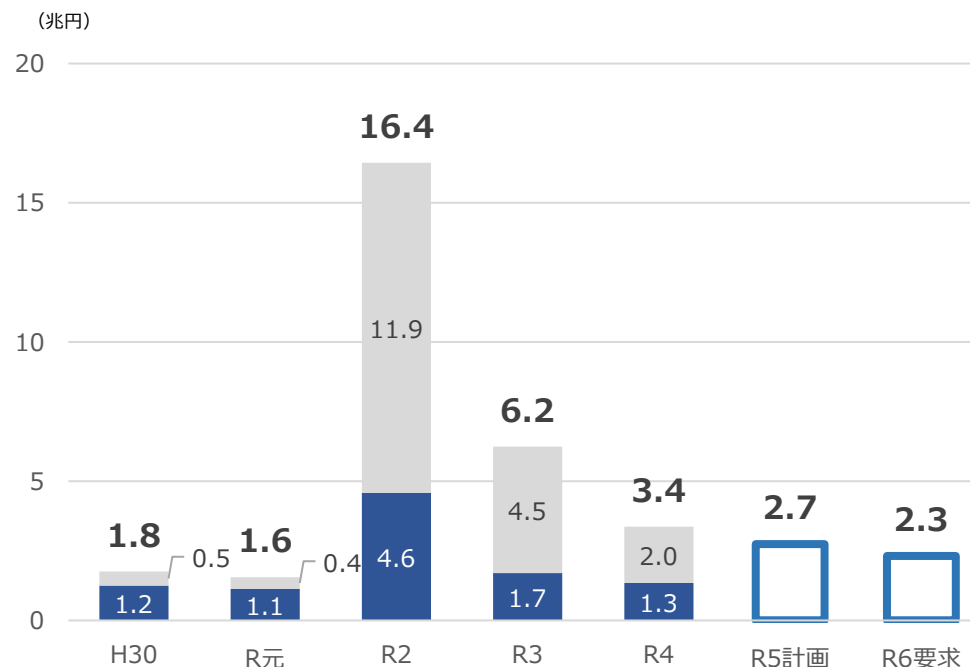
3. (2) - 1 論点①を巡る状況（事業規模の推移）

○ 令和2年度以降、コロナ感染拡大という未曾有の事態に対して資金需要に万全を期す事業規模を確保したが、結果として多額の運用残を計上。

事業規模(国民)



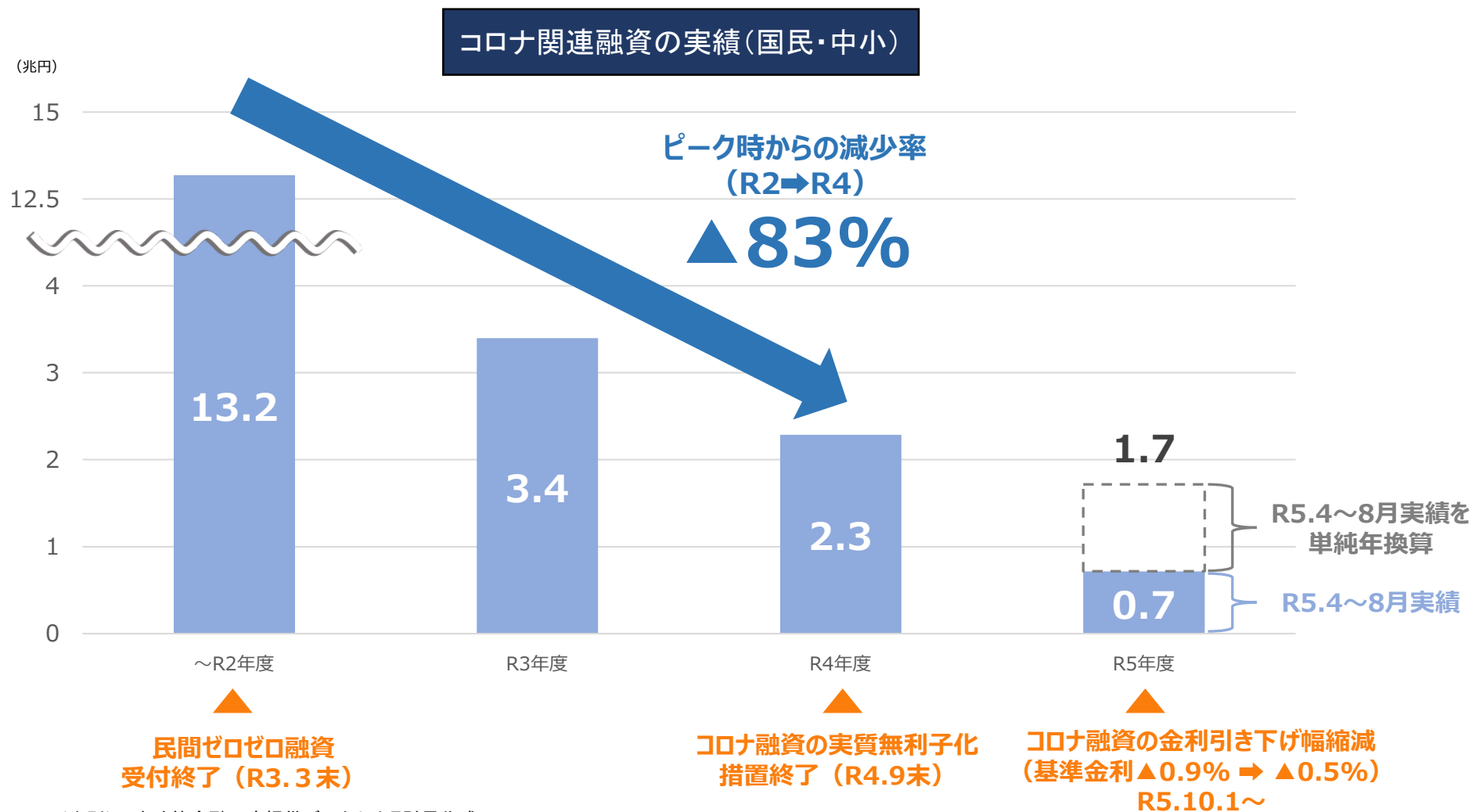
事業規模(中小)



■実績 ■運用残

3. (2) - 2 論点①を巡る状況（コロナ関連融資の実績）

○ コロナ関連融資の実績は減少傾向であり、段階的に制度も見直している。



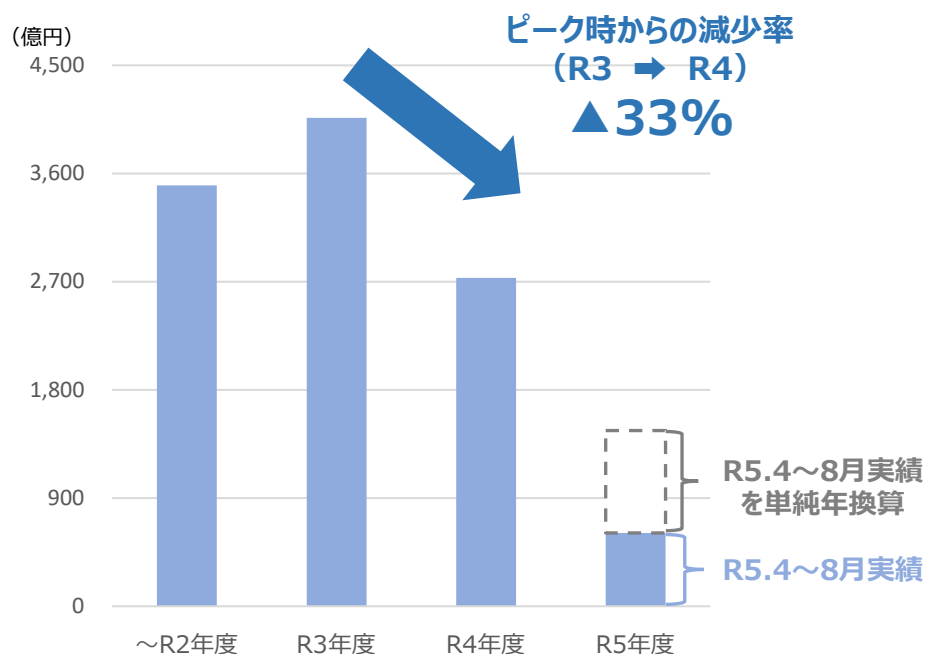
(出所)日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

3. (2) - 3 論点①を巡る状況（コロナ資本性劣後ローンの実績）

- コロナ資本性劣後ローンの実績はコロナ融資に比べて限定的であるものの、減少傾向。
- 民間金融機関との協調融資商品の組成拡大や認定支援機関^(※)による支援など、他機関との連携を強化。

(※) 中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）

コロナ資本性劣後ローンの実績(国民・中小)



(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

コロナ資本性劣後ローンの取組み

民間金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関との「協調融資商品」の組成 (72件、92金融機関、覚書締結486金融機関 (2023年3月末時点))
認定支援機関 (税理士、中小企業診断士)	<ul style="list-style-type: none"> 税理士、中小企業診断士等3.5万機関との連携を強化 税理士会等への説明会を開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁、財務省、中企庁の共催で、全国各地の地域ブロックごとに開催された、「事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会」に参加 (2023年4月~6月)。 民間金融機関や認定支援機関、経済団体等が参加するなか、コロナ資本性劣後ローンの活用事例等を周知。

3. (2) — 4 論点①を巡る状況（足下のコロナ関連融資の状況）

- 中小企業の持続的成長を支援するべく、「挑戦する中小企業応援パッケージ」が策定された。

「挑戦する中小企業応援パッケージ」（2023年8月30日 経済産業省、金融庁、財務省）（抄）

I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

○経営改善フェーズ

- ・ 信用保証協会による経営改善支援の強化
- ・ 民間金融機関による経営改善支援の促進
- ・ 経営者保証改革の促進

○再チャレンジフェーズ

- ・ 中小企業活性化協議会の体制強化
- ・ 廃業時の取扱いの明確化
- ・ 求償権消滅保証の運用改善

○再生フェーズ

- ・ 商工中金の危機対応融資先への支援強化
- ・ 事業再生ガイドラインの運用改善等
- ・ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化

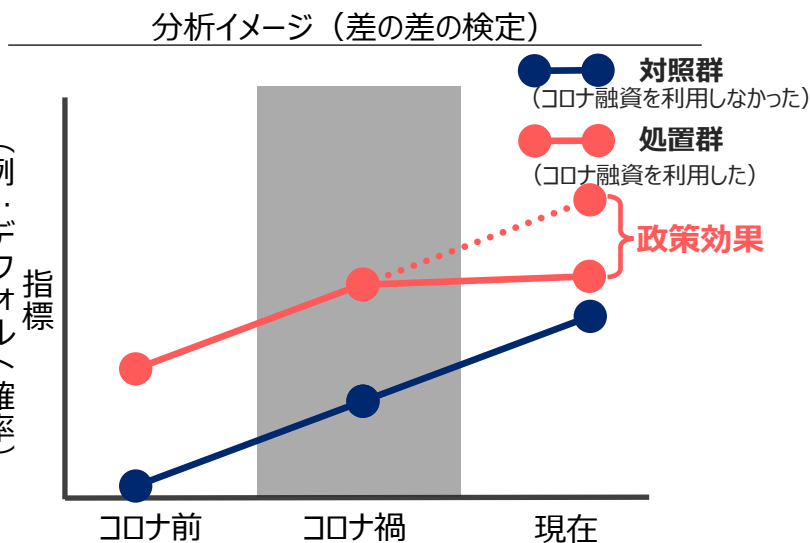
3. (2) - 5 論点①を巡る状況（コロナ関連融資の効果検証）

- コロナ資金繰り支援策の効果検証を行うことは極めて重要であり、中小企業庁において研究会を開催し検証していく予定。

コロナ資金繰り支援策の効果検証 (中小企業政策審議会第10回金融小委員会R5.6.29開催資料より抜粋)

- コロナ禍における資金繰り支援をはじめとする**支援策によって倒産件数は記録的低水準**。(2021年：6,030件、2022年：6,187件)
- 一方で、全体的な指標だけで判断するのではなく、**コロナ融資を利用した先が利用しなかった先と比較して、デフォルト確率や現預金比率などの個別の指標がどう変化したのか等の詳細について、更なる分析が必要**。
- 具体的な政策効果を把握することは、同様の**危機対応が発生した際の政策を検討するに当たって重要**。
- 適切なデータセットや検証方法等について、有識者に御議論いただく**研究会を開催し、効果検証を実施**。

<p>中小企業政策審議会 金融小委員会 中間とりまとめ (2022年6月)</p>	<p>中長期的に中小企業の事業継続・成長を支えていくためには、まずは、これまでのコロナ資金繰り支援について、より詳細に検証する必要がある。</p> <p>金融支援策の効果について、より厳密に検証するためには、政策の介入効果を示す必要があり、例えば、コロナ前、コロナ禍、足元の業況等と支援策の利用の有無について、それぞれクロスで比較・分析を行うこと等が考えられる。その際、今後の危機に備えて、政策介入のあり方等についても、検証を行うことが必要である。</p>
<p>根本忠宣、 中央大学教授、 (2022年2月)</p>	<p>失業率や景気などの大雑把な指標のみで判断するのではなく、支援した先が支援しなかった先と比較してどう行動が変化し、どのようなパフォーマンスを達成したのか事後評価することで、最適な制度設計のための検証材料をその都度フィードバックすることが望ましい。</p>



(出所) 根本忠宣(2022). 「COVID-19ショックに対する中小企業向け支援の国際比較—金融支援の有効性と出口戦略—」. 『日本政策金融公庫論集』, 第54号. 赤字は中小企業庁.

(参考) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和5年10月1日時点】

新型コロナウイルス感染症特別貸付		
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している者</p> <p>①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>(3) 債務負担が重い事業者(債務償還年数が13年以上)</p>	
貸付期間 ＜据置期間＞	<p>設備資金：20年以内＜うち5年以内＞</p> <p>運転資金：20年以内＜うち5年以内＞</p>	
貸付限度	別枠 8,000万円(国民)、6億円(中小)	
貸付金利	6,000万円以下(国民)	当初3年間：基準利率(災害) -0.5%、3年経過後：基準利率(災害)
	4億円以下(中小)	
	6,000万円超(国民)	基準利率(災害)
	4億円超(中小)	
担保	無担保	

(参考) 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和5年10月1日時点】

新型コロナ対策資本金性劣後ローン	
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者</p> <p>② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築^(※1)されている事業者^(※2)</p> <p>(※1) 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること</p> <p>(※2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>
貸付期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）
貸付金利	<p>当初3年間及び4年目以降赤字の場合：0.50%</p> <p>4年目以降黒字の場合：2.60%（5年1ヵ月、7年、10年）、2.70%（15年）、2.95%（20年）</p>
貸付限度	別枠 1社あたり7,200万円（国民）、1社あたり15億円（中小）
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	<p>① 金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>② 本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後</p>

1. 機関の概要等

2. 令和6年度要求の概要

3. 編成上の論点

(1) 論点①：コロナ関連融資の実績及び今後の見通しを踏まえた事業規模

(2) 論点①を巡る状況

・コロナ関連融資の動向等

(3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

(4) 論点②を巡る状況

・日本公庫の取組み等

3. (3) 論点②：「新しい資本主義」の実現に向けた金融支援

- コロナ関連融資の返済が本格化する中、日本公庫においては事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行など社会経済活動の正常化が進む中、日本経済が克服すべき課題は山積。
- 日本公庫の融資は政策金融である点を踏まえ、限りある政策資源が重点分野に適切に投下されるよう、民業補完性等も考慮しつつメリハリの効いた金融支援を行っていくことが重要。



<論点②>

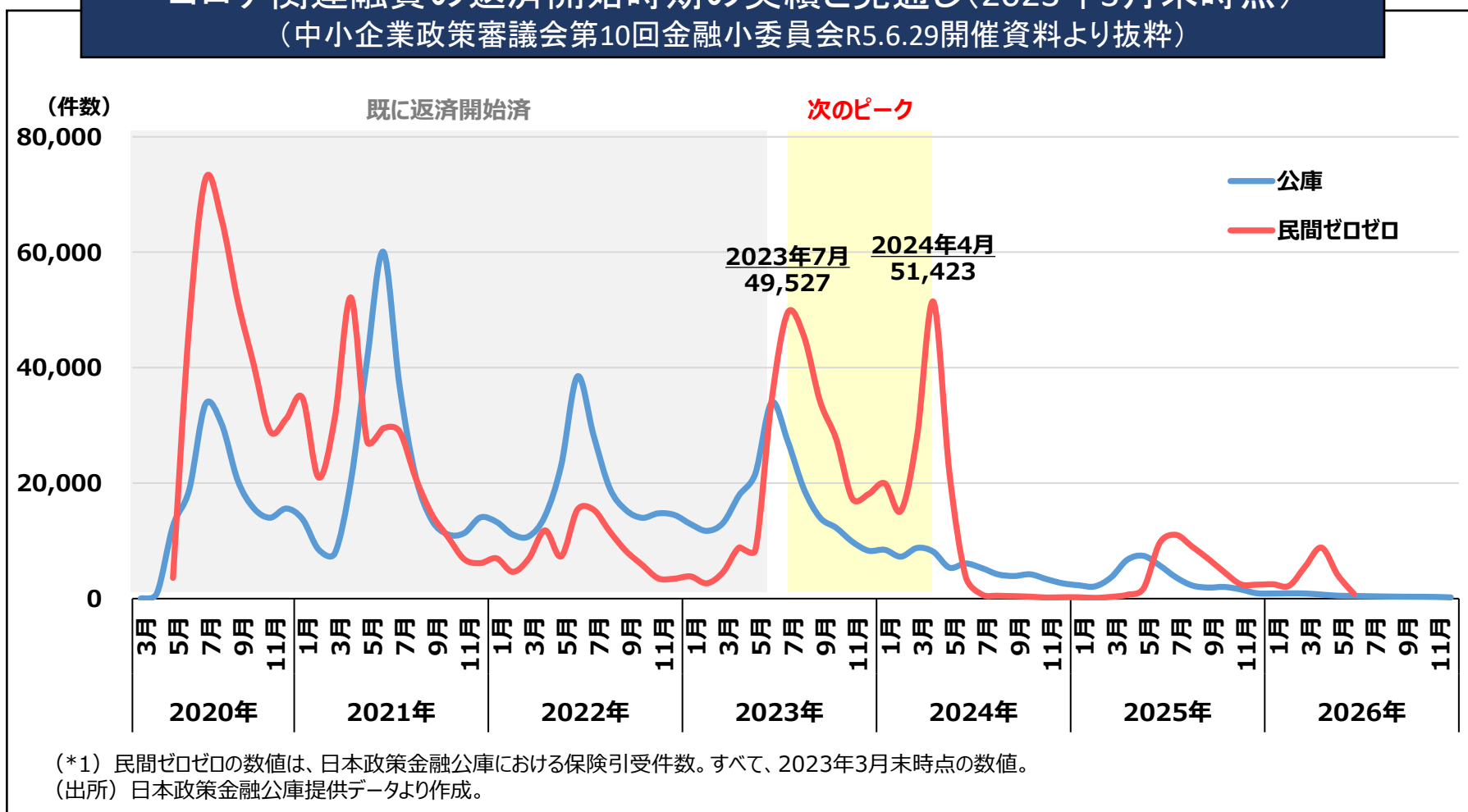
- 日本公庫においては、コロナ関連融資で増大した債権の管理を丁寧に行いつつ、重点分野の資金需要にも応え、日本経済が抱える課題解決に貢献していくべきではないか。

3. (4) - 1 論点②を巡る状況（コロナ関連融資の返済開始）

○ 日本公庫のコロナ関連融資の返済開始ピークは既に到来（2021年6月、2022年6月）

コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し（2023年3月末時点）

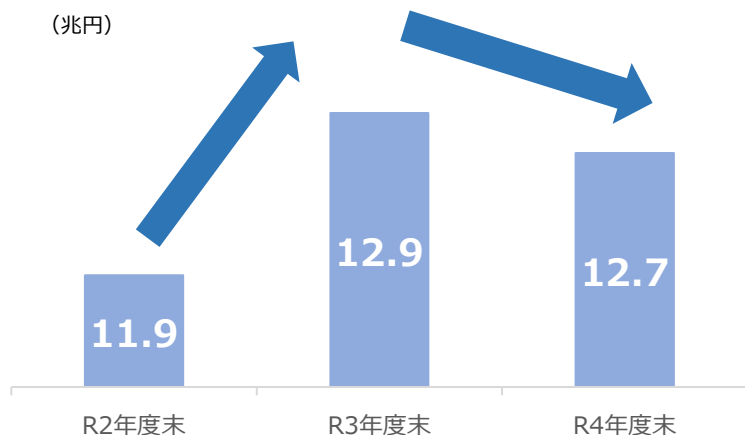
（中小企業政策審議会第10回金融小委員会R5.6.29開催資料より抜粋）



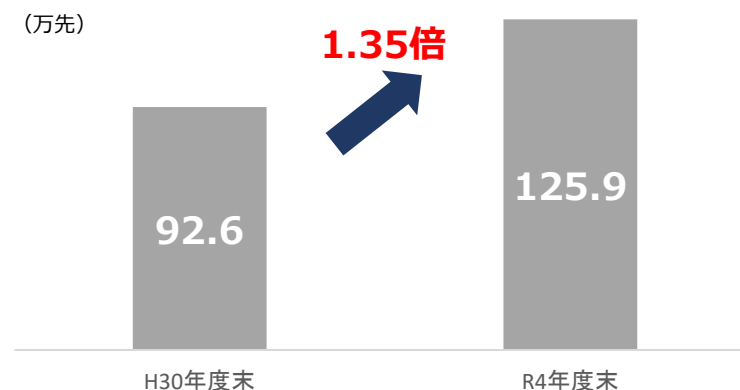
3. (4) - 2 論点②を巡る状況（コロナ融資の残高推移）

- コロナ融資残高は、返済開始のピークを迎えたこともあり、減少傾向。
- コロナ前と比較して取引先数は急増。業種構成では、特に飲食・宿泊業やサービス業の増加が顕著。

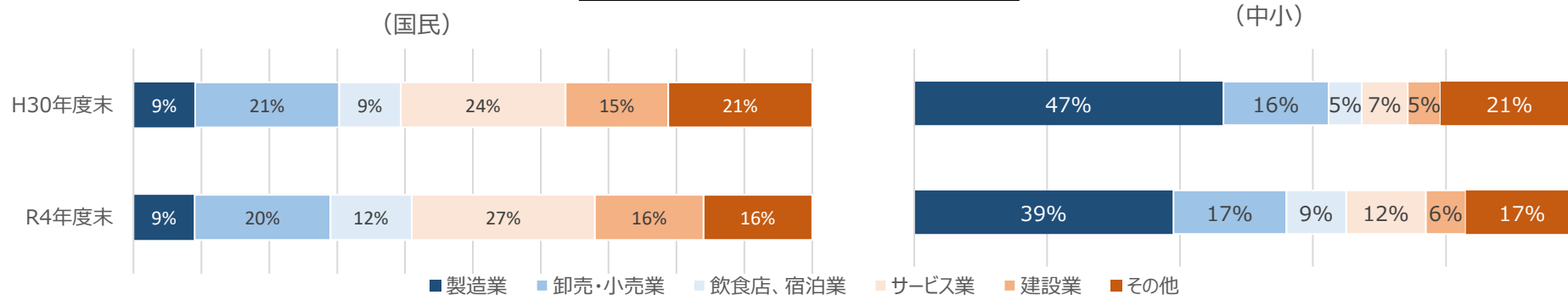
コロナ融資の残高(国民・中小)



取引先数の変化(国民・中小)



融資残高の業種構成比較

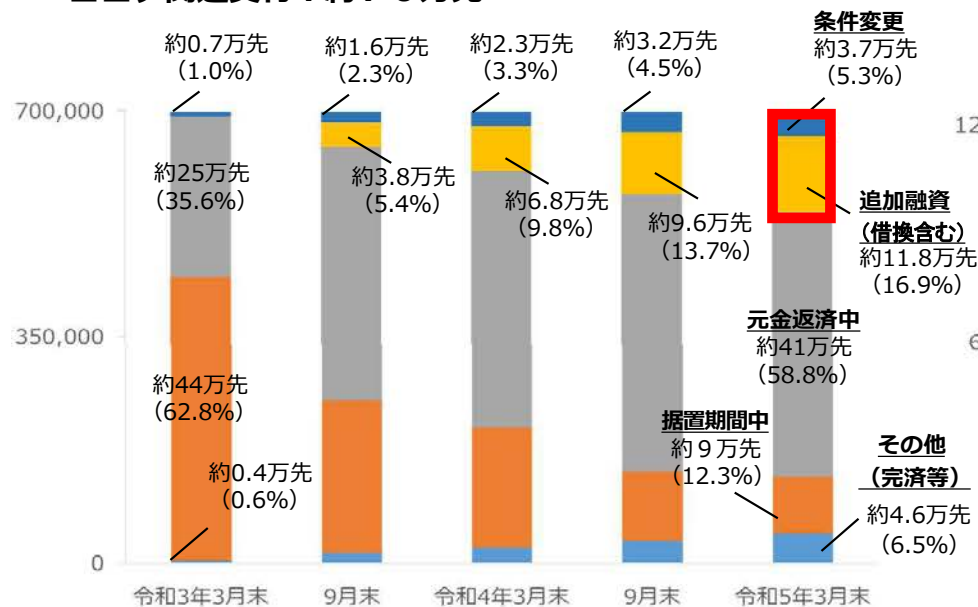


(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

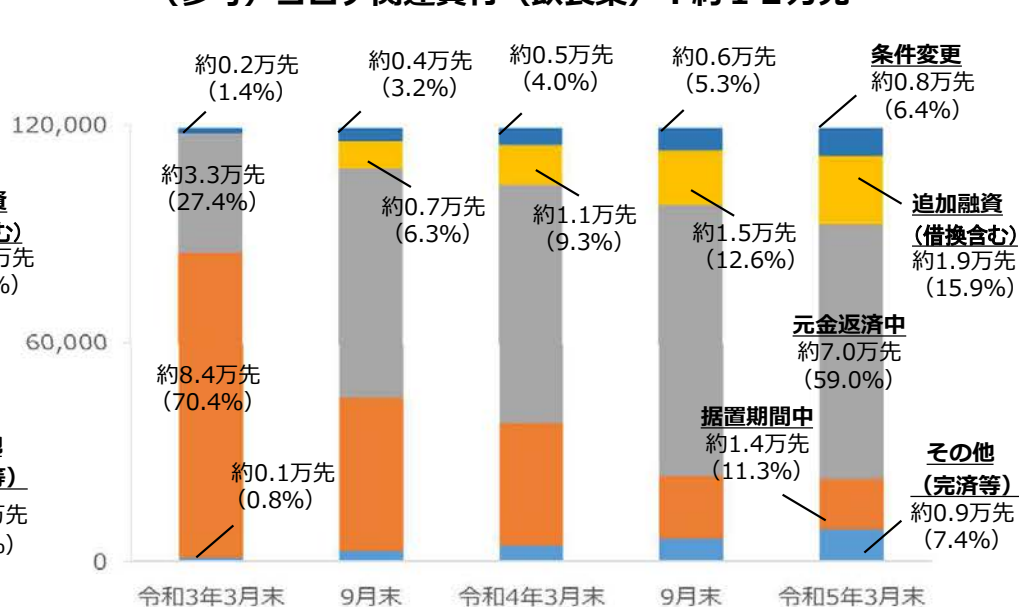
3. (4) - 3 論点②を巡る状況（コロナ関連融資の返済状況）

- 令和3年3月末までに日本公庫（国民生活事業）のコロナ関連融資を利用した貸付先の返済状況の推移をみると、令和5年3月末で約2割が条件変更や追加融資を実施。
- 返済が厳しい事業者に対しては、政府方針を踏まえ、事業者の実情に応じて柔軟に対応。

コロナ関連貸付：約70万先



(参考) コロナ関連貸付（飲食業）：約12万先



(注) 令和3年3月末までに日本公庫（国民生活事業）のコロナ関連融資を利用した約70万先の返済状況を定点観測。日本政策金融公庫提供資料。

中小企業・小規模事業者等に対する金融の円滑化について(令和5年8月31日 内閣府 財務省 厚生労働省 農林水産省 中小企業庁)

- (2) 返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、返済期間・据置期間の延長等を積極的に提案するなど、中小企業・小規模事業者等の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、信用保証協会においては、民間金融機関と連携することで、既往の信用保証協会付き融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する、コロナ借換保証制度の積極的な活用を促進すること。

3. (4) - 4 論点②を巡る状況（政府方針・日本公庫の重点支援分野）

- コロナ融資の債権管理は極めて重要。同時に、社会経済活動の正常化に合わせて「新しい資本主義」の実現に向けた資金を供給していくことも必要。
- 日本公庫は、政府方針を踏まえつつ、重点分野を設定。

政府方針

<新しい資本主義の加速に向けた取り組み>

- 人への投資の強化、構造的賃上げの実現
- サプライチェーン強靱化
- GX・DX等の加速
- スタートアップ推進
- 新たな産業構造への転換
- 科学技術・イノベーションの推進
- こども・子育て政策の抜本強化
- 包摂社会の実現
- 地域・中小企業の活性化 等

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）より抜粋。

日本公庫の業務運営計画 (2023～2025年度)

<成長分野等への重点的な支援>

- 創業・スタートアップ・新事業支援
- 事業再生支援
- 事業承継支援
- ソーシャルビジネス支援
- 海外展開支援
- DX・デジタル化の推進等への支援
- 環境・エネルギー対策への支援
- 教育の機会均等への貢献 等

3. (4) - 5 論点②を巡る状況（創業・スタートアップ支援）

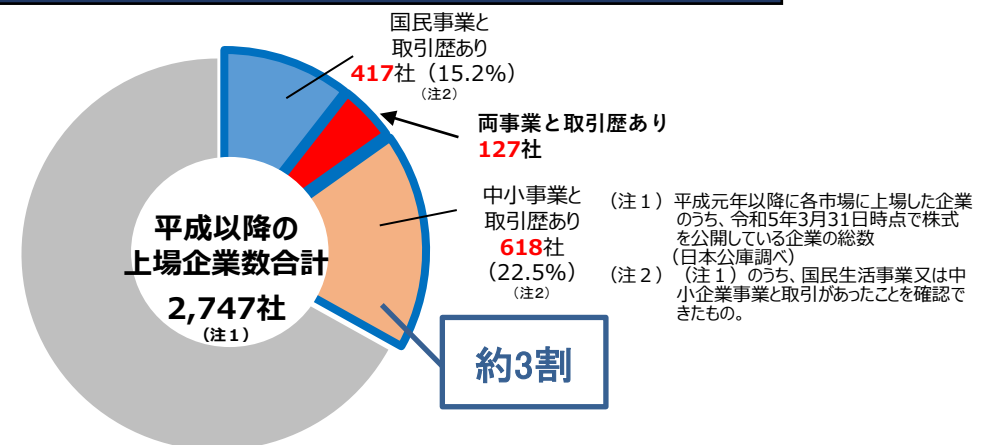
- 日本公庫は従来より創業を積極的に支援しており、毎年度25,000先を超える創業融資を実施するなど、スタートアップの芽を育成し日本経済の成長を後押し。
- スタートアップ支援にあたっては、資金供給のみならず、スタートアップの売上向上に資する取組み等の本業支援を推進。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績



(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

国民生活事業・中小企業事業と取引歴を有する上場企業数(平成以降)



(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

<スタートアップへの本業支援>

セミナー

・事業成長を目指すスタートアップ経営者に対して、IPOを果たした経営者を含む先輩起業家たちから資金調達や自社のPR方法など、創業期のスタートアップが抱える経営課題に応えるトークイベントを令和4年度に2回開催。

オンラインLIVEトークイベント

「トークイベント」当日の様子

マッチングイベント

・スタートアップの売上向上支援のため、中小企業とのマッチングイベント「Grow UP!」を令和4年度以降、3回開催。飲食業向けサービス(第1回)、建設業向けサービス(第2回)、物流業向けサービス(第3回)を提供するスタートアップ計12社に登壇機会を提供。本イベントには、計580社超の中小企業の参加を受け、270件超の商談機会を提供。

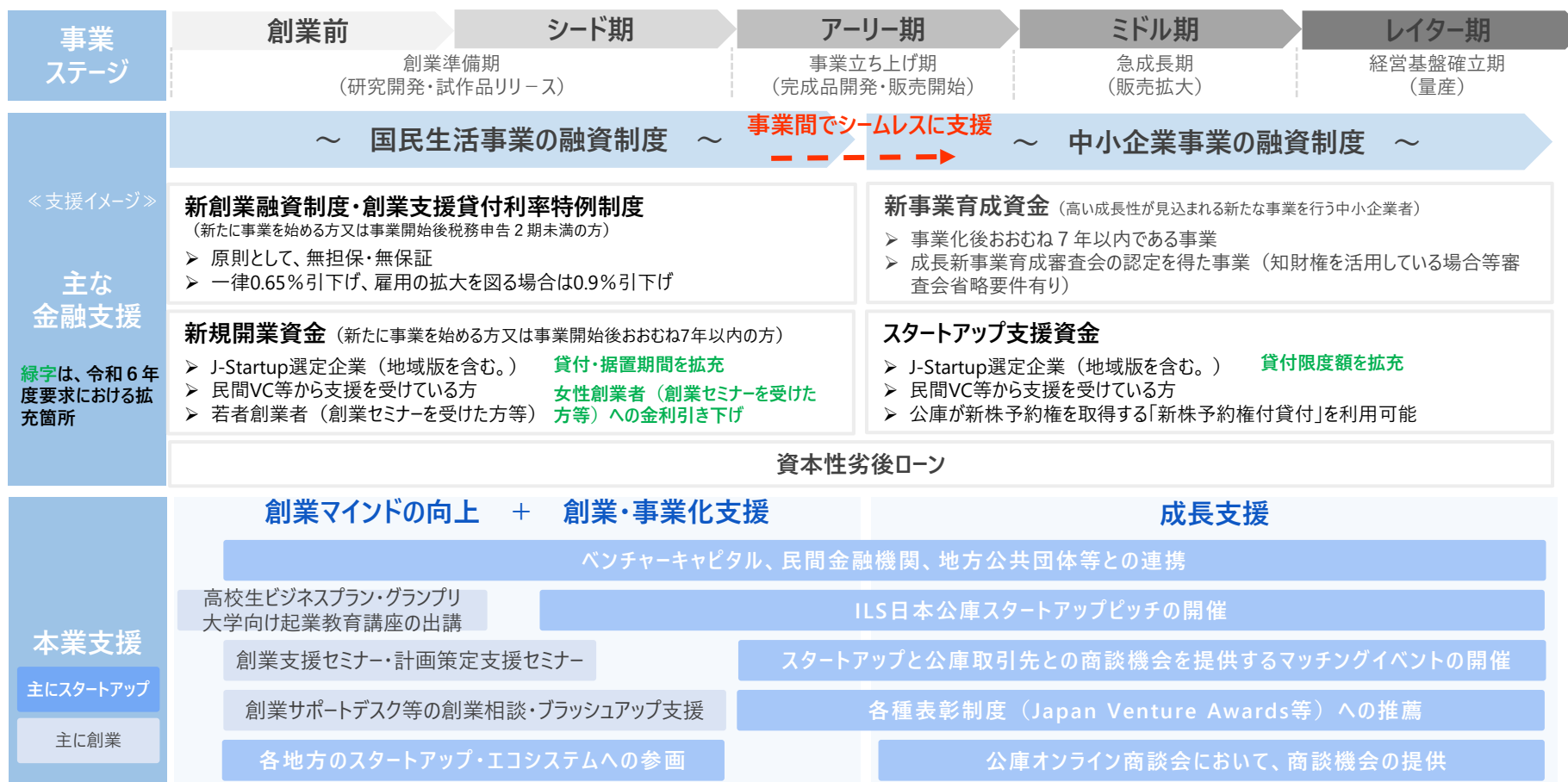
Grow UP!

「Grow UP!」当日の様子

3. (4) - 6 論点②を巡る状況（創業・スタートアップ支援）

- 企業サイズに合わせた適切な支援を行う観点から、起業～アーリー期前半は国民生活事業、アーリー期後半以降は中小企業事業と企業の成長に合わせて公庫の対応は変化。
- 事業ステージに応じた資金を供給することが重要。国民生活事業と中小企業事業間において、連続性をもった対応が求められる。

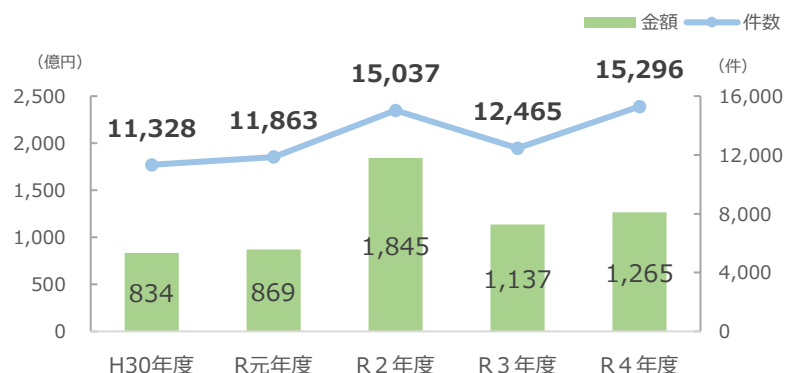
<日本公庫による創業・スタートアップ支援の枠組み>



3. (4) - 7 論点②を巡る状況（ソーシャルビジネス支援への取組）

○ 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手を積極的に支援。

ソーシャルビジネス関連の融資実績



(注) 「①NPO法人」「②介護・福祉事業者」「③社会的課題の解決を目的とする事業者（①と②を除く）」への融資実績（①と②の重複分を除く）の合計
 (出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

ビジネスプラン見える化BOOK

✓ 「ビジネスプラン見える化BOOK」をホームページで公開し、実現性の高い事業計画の策定を支援。



ソーシャルビジネス支援ネットワーク

- ✓ 地方公共団体等と連携し経営課題の解決を支援するネットワークを構築。
- ✓ 各支援機関の施策・サービスをワンストップで提供するとともに、経営支援セミナーや個別相談会を実施。



活用事例

子育て支援を行う事業者への融資

- ✓ 平成12年創業のNPO法人
- ✓ 子どもの健全な育成を目指して、野外幼児教育の提供や日帰り型・宿泊型キャンプを実施。
- ✓ 園児送迎用車両の取得資金に日本公庫からの融資を活用したことを契機に取引が開始し、園舎の取得資金も日本公庫を利用。



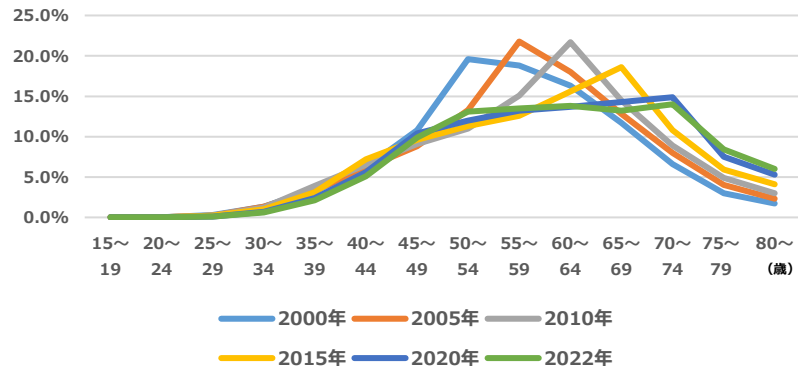
(保育施設の外觀)

3. (4) - 8 論点②を巡る状況（事業承継支援）

○ 中小事業者の後継者問題が深刻である中、技術・ノウハウ等の伝承や企業の新陳代謝の観点から事業承継は重要。日本公庫においてもマッチング支援を実施。

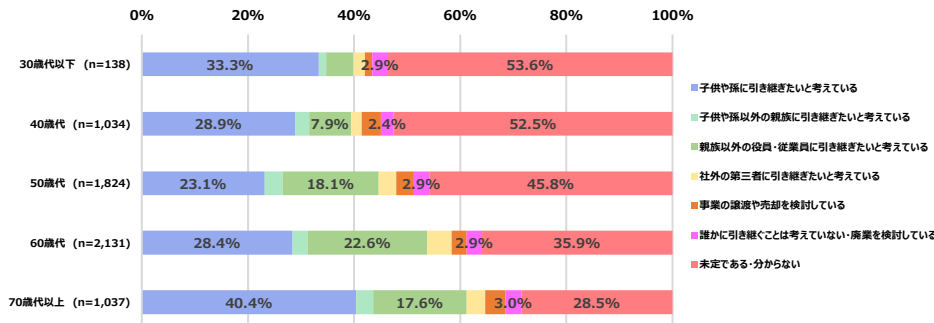
中小企業の後継者問題

<年代別に見た、中小企業の経営者年齢の分布>



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工
 (注)「2022年」については、2022年11月時点のデータを集計している。
 (出典) 2023年版中小企業白書のデータより理財局作成。

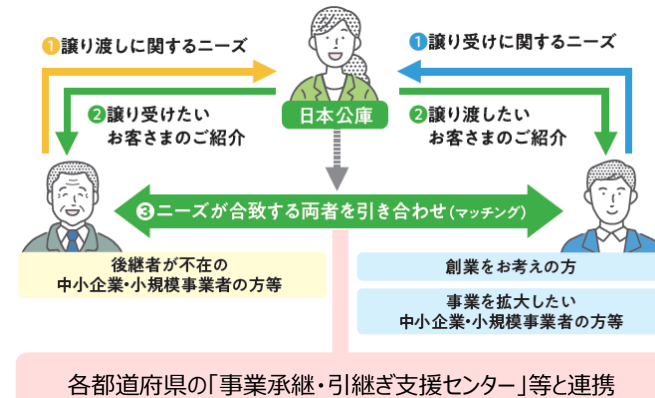
<経営者の年代別に見た、事業承継の意向>



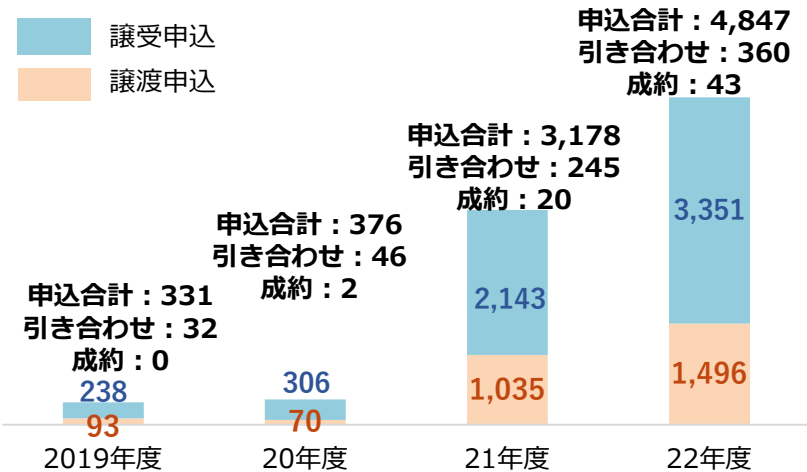
資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」
 (注) ここで「30歳代以下」とは、経営者の現在の年齢について、「24歳以下」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」と回答した企業を指す。「40歳代」とは、経営者の現在の年齢について、「40～44歳」、「45～49歳」と回答した企業を指す。「50歳代」とは、「50～54歳」、「55～59歳」と回答した企業を指す。「60歳代」とは、経営者の現在の年齢について、「60～64歳」、「65～69歳」と回答した企業を指す。「70歳代以上」とは、経営者の現在の年齢について、「70～74歳」、「75歳以上」と回答した企業を指す。

(出典) 2023年版中小企業白書のデータより理財局作成。

日本公庫の取組み

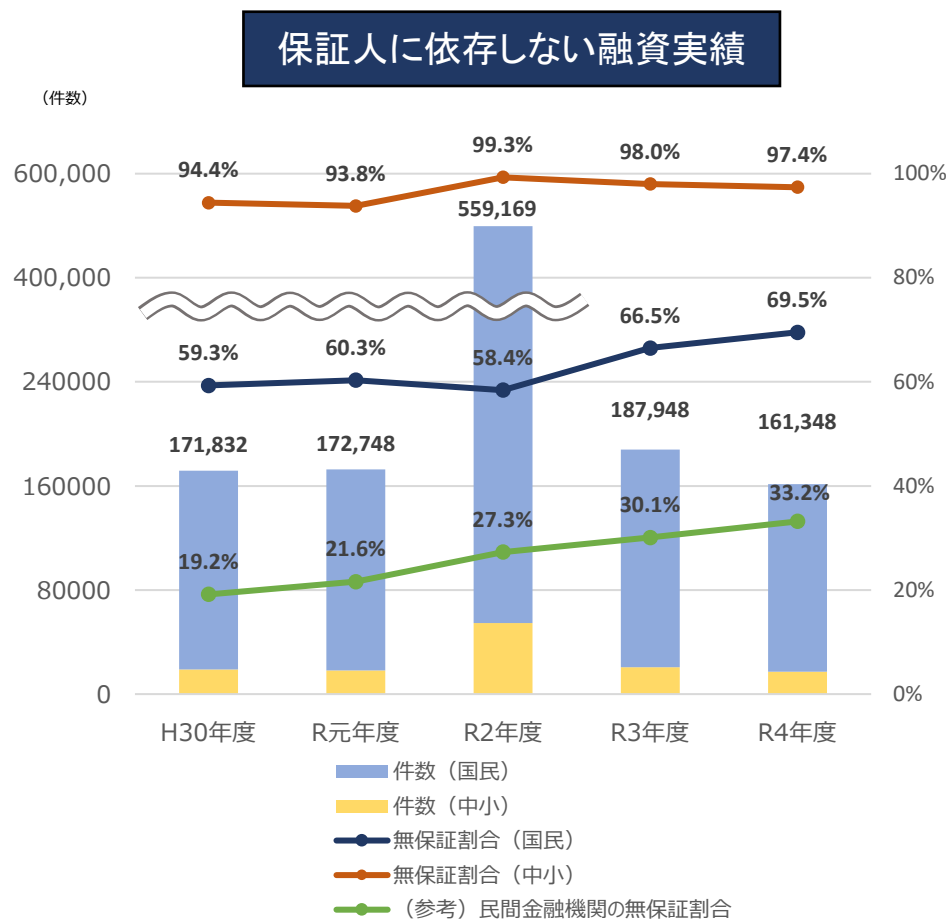


各都道府県の「事業承継・引継ぎ支援センター」等と連携



3. (4) - 9 論点②を巡る状況（経営者保証免除の促進）

○ 経営者保証に依存しない融資については、創業や事業承継、事業再生等の円滑化の観点から、一層の取り組みが求められる。日本公庫においても経営者保証ガイドラインや信用保証制度の動向を踏まえつつ引き続き促進。



(注) 民間金融機関の無保証割合は、金融庁HPより。新規に無保証で融資した件数には、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLを含む。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより理財局作成。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（抄）
（令和5年6月16日閣議決定）

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進
（3）企業の事業性に着目した資金調達

（略）早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。まずは、経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。（略）

経営者保証免除特例制度(国民事業)

【対象者】（代表的なもの）

①～③すべてを満たし、経営状態等から借入返済が可能と見込まれる法人

- ① 法人と代表者の一体性の解消
- ② 税務申告2期以上かつ既存取引に問題なし
- ③ 2期連続赤字でないかつ債務超過でないこと